

佐賀県告示第 162 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知した次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所有者の所在が不分明であるので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を唐津市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成 26 年 5 月 13 日

佐賀県知事 古 川 康

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	氏名	住所
唐津市肥前町入野字新田辻 丙 702 番 1、丙 702 番 6	井上 久太郎	東松浦郡肥前町大字犬頭 1625 番地
唐津市肥前町入野字新田辻 丙 702 番 1、丙 702 番 6	井上 百太郎	東松浦郡肥前町大字犬頭 1627 番地

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

平成 13 年佐賀県告示第 305 号で定めるところによる。

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市農地林務課に備え置いて縦覧に供する。)